

◎裁判所職員定員法の一部を改正する

法律

(平成二五年五月一六日法律第一六号)

一、提案理由(平成二五年三月一九日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものでありまして、以下、その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官を四十八人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、

効率化することに伴い、技能労務職員等を八十一人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

どうぞよろしく願います。

二、衆議院法務委員長報告(平成二五年三月二八日)

○石田真敏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日に質疑を行い、同日質疑を終局し、二十六日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年三月二六日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、下級裁判所の判事補の欠員が増加傾向にあることを踏まえ、法曹養成制度の在り方に関する検討結果に基づき適切に対処することに加え、下級裁判所における適正迅速な裁判を可能とするため、判事及び判事補の定員の充員に努めること。

三、参議院法務委員長報告(平成二五年五月一〇日)

○草川昭三君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

委員会におきましては、判事を三十二人増員する根拠、裁判官が子供たちから不人気な理由、冤罪を防ぐために裁判所と檢察はどう取り組むか、障害者の裁判参加等について質疑が行わ

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

れましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。